静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱における取り扱いについて

当要綱別表各表における「市長が必要と認める」ものは以下のとおりとする。

別表第３

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 添付書類 |
| １　木造住宅耐震事業 | （２）における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。・固定資産税・都市計画税納税通知書・登記事項証明書・土地・家屋名寄帳・資産証明書・評価証明書 |
| （６）における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。・誓約書（申請時に居住者がいない場合）・委任状（申請者と所有者が異なる場合）・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）・覚書（事業を行う住宅を事業後に販売する場合） |
| ２　非木造住宅耐震診断事業 | （５）における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。 |
| ３　建築物耐震診断事業 | （６）における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。 |
| ４　建築物補強　　計画策定事業 | （６）における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。・診断に関する評定書（法第14条に掲げる建築物に限る。）。・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） |
| ５　建築物　　耐震補強事業 | （11）における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ６　要安全確認計画記載建築物除却事業 | （７）における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。 |
| ７　ブロック塀等耐震化促進事業 | ブロック塀等改善事業 | （６）における市長が必要と認めるものとは、次のものをいう。・誓約書（ブロック塀等の一部を残して補助申請を行う場合）。・申告書（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合） |
| ブロック塀等改善事業 | （７）における市長が必要と認めるものとは、申告書をいう（申請者は仕入れに係る消費税控除対象事業者の場合）。 |

別表第４

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 添付書類 |
| １　木造住宅耐震事業 | （７）における市長が必要と認めるものとは、耐震診断結果報告書をいう |

別表第５

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 添付書類 |
| １　木造住宅耐震事業 | （３）における市長が必要と認めるものとは、軽微な変更届をいう（静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条に該当しない変更がある場合）。 |
| ３　建築物耐震診断事業 | （５）における市長が必要と認めるものとは、申請建築物が法第14条に掲げる建築物の場合をいう。　※診断に関する評定書等 |

（参考）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定建築物（法第14条建築物） | 要安全確認計画記載建築物（小規模） | 要安全確認計画記載建築物でなければ特定建築物であった要安全 |
| 診断完了報告時 | 診断評定書 | 不要 | 不要 |
| 計画申請時 | 診断評定書 | 不要 | 不要 |
| 計画完了報告時 | 設計評定書 | 設計評定書等 | 設計評定書 |
| 補強工事申請時 | 設計評定書 | 設計評定書等 | 設計評定書 |
| 概念図 | 要安全特定建築物 | 要安全でなければ特定建築物であった要安全特定建築物 | 特定建築物要安全でなければ特定建築物であった要安全要安全要安全 |